デジタルMCA無線機等購入仕様書

1　目的

本仕様書は、伊賀市が孤立地区対策として整備する900MHz帯MCA無線機及び当該無線機を使用するために必要な機器（以下「MCA無線機」という。）の購入にあたり、物件仕様を示したものである。

2　適用規則

MCA無線機の設置に当たっては、本仕様書及び伊賀市の定める規則等のほか、次に掲げる関係法令等に準拠するものである。

- 電波法及び同法関係規則
- 電気設備技術基準
- 建築基準法及び同法関係規則
- 有線電気通信法及び同法関係規則
- 日本工業規格（JIS）
- 日本技術標準規格（JES）
- 日本電気規格調査会標準規格（JEC）
- 日本電機工業会標準規格（JEC）
- 日本電子機械工業規格（EIAJ）
- 伊賀市地域防災計画
- 伊賀市における諸規則
- その他関係法令及び関係規則

3　品名及び数量

（1）　携帯無線機　　EK-6175A　　10式
（無線機本体、電池、アンテナ、充電器、スピーカーマイク、ソフトケース、BNC変換ケーブル1m、1mテーブルタップ、充電置台）

（2）　5素子八木型アンテナ　　5BD-930A　　7本
（6mポール、屋根馬、給電線（コネクター付）、支線材料、アンテナ設置）

（3）　5素子八木型アンテナ　　5BD-930A　　2本
（壁面取付金具、給電線（コネクター付）、アンテナ設置）

（4）　5素子八木型アンテナ　　5BD-930A　　1本
（パンザーマスト取付金具、給電線（コネクター付）、アンテナ設置）

4　契約の範囲

契約の範囲は、納入及び機器の設定調整、申請手続き、総合試験及び取扱説明全般にわたり、業務着手から業務完了後保証期間終了日までのすべての事項とする。

5　諸手続等

本機器に関して必要な諸官庁へ提出する書類作成及び諸手続きについては、電波法に基づき、受注者が申請を行い、許可を得ることとし、それらに要する費用はすべて受注者において負担することとする。

また、移動無線センターへの登録に係る費用は全て受注者において負担すること。

なお、平成27年3月までの伊賀市が負担する移動無線センターの利用料及び総務省の電波利用料に係る支払いの手続きを代行すること。

6 規格

MCA無線機は、財団法人移動無線センター東海センターが運営・管理する中勢制御局で使用可能な機器であることとする。

7 納入場所

MCA無線機の納入場所は、次のとおりとする。

地区名	施設名	所在地
中馬野地区	中馬野公民館	伊賀市中馬野68－1
坂下地区	坂下公民館	伊賀市坂下459－3
上阿波地区	上阿波構造改善センター	伊賀市上阿波1571－1
子延地区	子延公民館	伊賀市上阿波5047
下阿波地区	下阿波公民館	伊賀市下阿波3287
奥鹿野地区	奥鹿野公民館	伊賀市奥鹿野440
下高尾地区	床並集議所	伊賀市高尾639
上高尾地区	上高尾生活改善センター	伊賀市高尾4503
霧生地区	霧生農民研修センター	伊賀市霧生1498
福川地区	福川公民館	伊賀市福川89－1

8 屋外用アンテナ取り付け位置

中勢制御局から発射される電波の受信電界強度値が20dBμV以上及びビットエラーは5×10^{-4} 以下の数値に収めることができる個所に設置すること。ただし、移動無線センターが想定しているサービスエリア外については、別途協議する。

9 納入期限

平成27年1月30日（金）

ただし、納入日については、別途協議する。

10 機器納入及び設定条

上記3に記載した機器の納入及び設定作業の時間帯については、発注者の指示に従うものとする。

11 軽微な変更

機器の設置に際して現場の納まり、機器の設置位置及び設置工法等に軽微な変更が生じた場合は、発注者の指示に従うものとする。

なお、この変更による契約金額の増減は行わないものとする。

12 提出書類

受注者は、契約締結後、下記の書類を発注者が指定する期日までに提出しなければならない。

（1） 工程表

（2） 作業工程及び完成写真

（3）　完成図書及び取扱説明書
（4）　その他発注者が必要と認める書類

13　納入検査

受注者は、上記3に記載した機器の設置完了と同時に発注者に報告し、納品検査を受け、検査の合格をもって引渡しとする。

発注者から仕様書の定めに適合しないものとして修正等の指示があった場合は、速やかに修正を行い、再検査の合格をもって納入完了とする。

14　取扱説明

機器の運用上必要な説明書（操作手順がわかるもの）を納入台数分提出し、機器の取り扱いの指導を十分に行うこととする。

15　保証

機器の欠陥に起因する故障、事故等に関しては、引き渡しの日の翌日から起算して1年間の保証の責に任じ、無償で現地での修理又は復旧をしなければならないこととする。

16　保守点検

常時通信に使用のないように性能を保持し、良好な通信を保持させるため、引き渡しの日から1年間は無償で保守点検及びパラメーターの変更を行うものとする。

17　特記事項

当システムの制御局利用料（月額）については、本契約に含めないものとする。

18　その他

（1）　発注者が既に導入済みの無線機（109台）に今回増設する無線局の無線番号（名称）及びグループを書き込み、配置場所に備え付けの無線局一覧表を最新のものに差し替えること。
（2）　災害状況データ用ソフトに、今回増局する無線機のID及び名称を追加（プログラム変更）すること。
（3）　パラメーターの仕様変更が生じた場合は、現地で書き込みを行い、速やかに対応できること。
（4）　受注者は、デジタル用無線機テスターを保有し、修理等が発生した場合は、速やかに現地での対応、修理を行うこと。

19　仕様書の疑義

本仕様書に記載されていない事項、また本仕様書に定められた内容の解釈について疑義が生じた場合は、速やかに発注者と受注者が協議を行い、発注者の指示に従うものとする。

平成26年度	物　件　購　入　設　計　書				
物　件　名	平成26年度デジタルMCA無線機等購入				
納 入 場 所	伊賀市　中馬野　地内　ほか9カ所				
物 件 金 額	金　　円				
納 入 期 限	平成　27年　1月30日	設　計	平成　26年10月30日		
		積　算		検　算	
物　件　の　概　要		業　種	電気通信機器	業種コード	010
デジタルMCA無線機等の購入 （屋外アンテナ等通信に必要な設備の設置費用及び諸登録費用一切を含む） ・携帯局無線機 ・屋外用アンテナ機器 ・アンテナ設置費用等 ・移動無線センター登録料		物件価格 ￥　　－ 税（官積） ￥　　－			

伊　賀　市

	品目又は種類	規格・品質	数量	単位	単価	金額	備考
1	デジタルMCA無線機等						
1)	携帯局設備						
	携帯型無線機（本体）	EK-6175A	10	台			
	アンテナ	EK-A50085B	10	本			
	電池	EK-P50313A	10	個			
	充電器	EK-P50314A	10	台			
	スピーカーマイク	MH-66A7B	10	個			
	ソフトケース	EK-B50019A	10	個			
	BNC変換ケーブル	1m	10	本			
	1mテーブルタップ		10	個			
	充電置台		10	個			
	機器調整費		10	式			
	小計						
2)	屋外用アンテナ機器						
	5素子八木型アンテナ	5BD-930A	10	本			
	6mポール	AP-6	5	本			
	同上屋根馬	BS-78	5	台			

	品目又は種類	規格・品質	数量	単位	単価	金額	備考
	支線材料		5	式			
	パンザーマスト取付金具	B-8	4	式			
	壁面取付金具　ポール付き	SAT-32D	1	式			
	給電線	コネクター付き	10	式			
	雑材料		1	式			
	小計						
3)	アンテナ設置費等						
	高所作業車		10	式			
	アンテナ取付費用		10	式			
	諸経費		1	式			
	既設無線機変更書込作業費		1	式			
	小計						
4)	登録料						
	移動無線センター登録料		10	局			
	合計						